

区の公用車及び公用携帯電話における NHK放送受信契約の未契約について

港区が使用している公用車 25 台及び公用携帯電話 33 台について、テレビ放送の受信機能を備えているにも関わらず、NHKとの放送受信契約が未契約であったことが判明しました。

事業用のテレビについては、設置場所ごとの放送受信契約が必要ですが、自動車及び携帯電話が受信契約の対象であることの認識が不足していました。

今後、速やかにNHKと協議を行い、放送受信契約を締結するとともに、二度とこのようなことが発生しないよう、再発防止に取り組んでまいります。